

事務連絡

令和7年5月21日

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会

国土交通省不動産・建設経済局参事官

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う影響への対応について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による戸籍法（昭和22年法律第224号）や住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正により、令和7年5月26日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されます（別紙1及び2参照）。

本改正に伴い、本人が銀行等の口座名義等で実際に使用している振り仮名と異なる氏名の振り仮名の届出をし、併せて、銀行等における実際の口座名義を変更した場合においては、民間企業等に登録されている口座名義と銀行等における実際の口座名義が一致しないこととなることが考えられ、民間サービスに係る口座振替による支払について振替保留が発生することが懸念されます。

これを踏まえ、別紙3のとおり、金融庁から一般社団法人全国銀行協会等に対し、銀行等において実際の口座名義を変更した者に対し、行政機関等及び民間企業等に当該口座を登録していた場合は、当該登録した口座名義の変更手続が必要となる旨について注意喚起を行っていただくよう依頼をしています。

つきましては、家賃等の支払に係る事務において、銀行等における実際の口座名義を変更した者が、家賃等の支払に係るシステムに登録された本人情報に係る氏名の振り仮名及び口座名義の変更手続を行うことが見込まれますので、貴協会の各会員へ、上記について、周知および注意喚起をお願いいたします。

【別紙の構成】

別紙1（戸籍法ポンチ）、別紙2（住基法ポンチ）、別紙3（金融庁通知）